

# 公 示

国立大学法人宮崎大学学長選考細則第4条第1項の規定に基づき選出した学長候補適任者が、現に学長である者であったため、国立大学法人宮崎大学学長選考規程第4条第1項ただし書の規定を適用し、所信表明及び意向投票は実施しません。

次期学長候補者は、学長選考・監察会議において、令和6年3月15日（金）に面接を実施し、決定します。

令和6年1月24日

国立大学法人宮崎大学学長選考・監察会議

